

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

穴水町長 吉村 光輝

|                   |                      |  |
|-------------------|----------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 穴水町<br>(17461)       |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 小又・平野地区<br>( 小又・平野 ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6年12月24日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の減少、高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保及び耕作放棄地対策が必要である。  
また、同時に鳥獣被害の増加が懸念されるため、継続的な有害鳥獣対策が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、担い手に集積・集約化していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 21.30 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 4.02 ha  |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                               |
| 高齢化に伴う離農や経営面積縮小の際に、農地中間管理機構を活用して、担い手への集積・集約化を進めていく。            |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                               |
| 地区内の農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、担い手及び土地所有者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                |
| 担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業を実施していく。                         |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                           |
| 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努めていく。                              |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                            |
| ニーズ等により必要に応じて取り組む。                                             |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                              |           |             |         |          |      |
|----------------------------------------------|-----------|-------------|---------|----------|------|
| ■                                            | ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④畑地化・輸出等 | ⑤果樹等 |
|                                              | ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等     | ⑧農業用施設  | ⑨耕畜連携等   | ⑩その他 |
| 【選択した上記の取組方針】                                |           |             |         |          |      |
| ①イノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵を設置し、有害鳥獣の進入防止と農地の保全を図る。 |           |             |         |          |      |